

第9号様式（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 誓 約 書

提出日を記入します。

令和3年4月1日

神奈川県知事殿

神奈川県屋外広告物条例第27条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。氏名又は法人名 株式会社 神奈川広告  
及び代表者氏名 代表取締役 神奈川 太郎令和3年4月1日以降  
押印は不要です。

## 【参考】神奈川県屋外広告物条例第27条第1項各号

第27条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第25条第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第36条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者（第24条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第36条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの

(3) 第36条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者